

「ねんきん定期便」
～節目年齢が変わります～



日本年金機構では、毎年、国民年金および厚生年金に加入中の方に、年金加入記録を確認するとともに、年金制度に対する理解を深めることを目的として「ねんきん定期便」を送付しています。

節目年齢とは

35歳、45歳および58歳の年齢は、年金受給に必要となる加入期間を確保するための節目となる年齢であったり、年金の請求を間近に控えている年齢であるために「節目年齢」として位置づけられ、封書により「ねんきん定期便」を送付しています。

平成25年度以降は、年金記録の整備に要する期間が短縮してきたことから、この節目年齢のうち58歳が59歳に変更されます。

○平成25年度中に58歳または59歳になる方

①昭和29年4月2日

～昭和30年4月1日生まれの方

平成24年度中の誕生日（58歳時）に封書により送付されているため、平成25年度中の誕生日は、封書ではなくはがきによる送付となります。

②昭和30年4月2日

～昭和31年4月1日生まれの方

誕生日に「ねんきん定期便」で通知される内容は

次の①から④についての内容がはがきにより通知されます。

①これまでの年金加入期間

②50歳未満の方
↓これまでの加入実績に応じた年金額50歳以上の方
↓老齢年金の見込額（すでに年金を受給されている方には知らされていません）

③これまでの保険料納付額
④最近の月別状況

○節目年齢（35歳・45歳・58歳）の方

右記のうち①から③に加え、次の内容が封書により通知されます。

⑤厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況
⑥これまでの加入履歴

⑦これまでの国民年金保険料の納付状況
※封書の「ねんきん定期便」には年金加入記録の確認方法を詳しく記載したパンフレットや、年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合に提出するた

～お知らせ～

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を民間委託しています。

■平成25年2月からご案内させていただく民間事業者（帯広年金事務所）

株式会社アイヴィジット

お問合せ先 0120(185)056

□「ねんきん定期便専用ダイヤル」
0570(058)555
(ナビダイヤル)
※050または070から始まる電話でのおかけの際は、
03(6700)1144
□受付時間
・月～金曜日 午前9時～午後8時
・第2土曜日 午前9時～午後5時

「ねんきん定期便」に関するお問い合わせは

めの「年金加入記録回答票」が同封されています。

高齢者の方が元気でいられるためのお手伝いをします

はっらっ元気 通信

お気軽にご相談ください

鹿追町トリムセンター内
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
☎ 66-1311 FAX 66-1818

知っておこう!! (最終回) ～介護・福祉サービスまとめ～

前回までのあらすじ・・・心臓病を患っている夫と二人暮らしの花子さん。夫が運転をやめてしまい、自分も呼吸が苦しくなってしまうため、帯広までの通院をどうしようか悩んでいましたが、かいご先生に相談し、福祉タクシーを利用することになりました。



かいご先生



花子さん

今まであまり介護サービスのことについて知らなかったのですが、相談していろいろなサービスがあることがわかりました。



今回相談して良かったです。



家庭の中だけで問題を抱え込まないことが大切です。ちょっとした困りごとがあった場合でも、相談し支援してもらうことで、住み慣れた家での生活が長く続けられます。



そうですね。町には介護サービスだけではなく、さまざまな福祉サービスがあります。例えば「オムデール」といって、オムツを使っている方に、埋立ごみのごみ袋の助成もしています。



高齢になって何かあったら、まずトリムセンターに相談に行けばいいんですね。



実際にその立場にならないと、福祉や介護のサービスを知ろうという気持ちにならないですね。



難しく考えずに、気軽に相談してみることが大切です。
2年間、いろいろなサービスをお伝えしてきましたが、今回でいったん終了となります。ありがとうございました。またお会いしましょう！



詳しくサービスについてわからなくても、何か困ったことが起きたとき「なにかサービスがあったはず」ということができればいいと思います。

福祉灯油の申請、忘れていませんか？

今年度も冬期間の暖房用燃料費の確保が困難な世帯に対し、生活の安定を図るため、灯油購入費の一部（1世帯あたり100リットル分）を福祉灯油援助交付券で助成しています。

対象世帯：平成24年度市町村民税非課税世帯で下記に該当する方

- (1) 65歳以上のみの高齢者で構成される世帯
- (2) 身体障害者手帳1級または2級を所持している方のいる世帯
- (3) 療育手帳A判定を所持している方のいる世帯
- (4) 精神保健福祉手帳1級または2級を所持している方のいる世帯
- (5) 18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童を扶養するひとり親世帯
- (6) 生活保護法に基づく被保護世帯（1世帯あたり50リットル分）

※ひとつの家屋に二以上の世帯がある場合にはひとつの世帯とみなし審査します。ただし、生計が別なことが明らかな場合は別世帯とみなします。施設に入所されたり、入院されている方は対象外となります。申し込みは、平成25年3月31日（日）までとなっています。お早めにお申し込みください。